

# 学校いじめ防止基本方針

西尾市立一色東部小学校

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も、被害者にも加害者にもなりうる。児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が積極的に取り組む必要がある。教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していかなければならない。

未然防止の基本となるのは、児童が周囲の友人や教職員との信頼関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業・集団・学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待する。児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めていかなければならない。

未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうか、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、改善策や新たな取り組みの必要性を定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取り組みを継続していく。

## 2 いじめ防止対策組織

いじめ・不登校・問題行動対策委員会を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことがないように、全職員で組織的に対応する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、PTA会長・副会長、町内会長、民生児童委員、主任児童委員等の外部人材も組織メンバーに加える。

### (1) いじめ防止対策組織の役割

#### ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートや生活アンケートにより、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・学校評価アンケートや生活アンケート、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・いじめ・不登校・問題行動対策委員会や職員会で指導の共通理解をし、全職員で児童を見守る。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

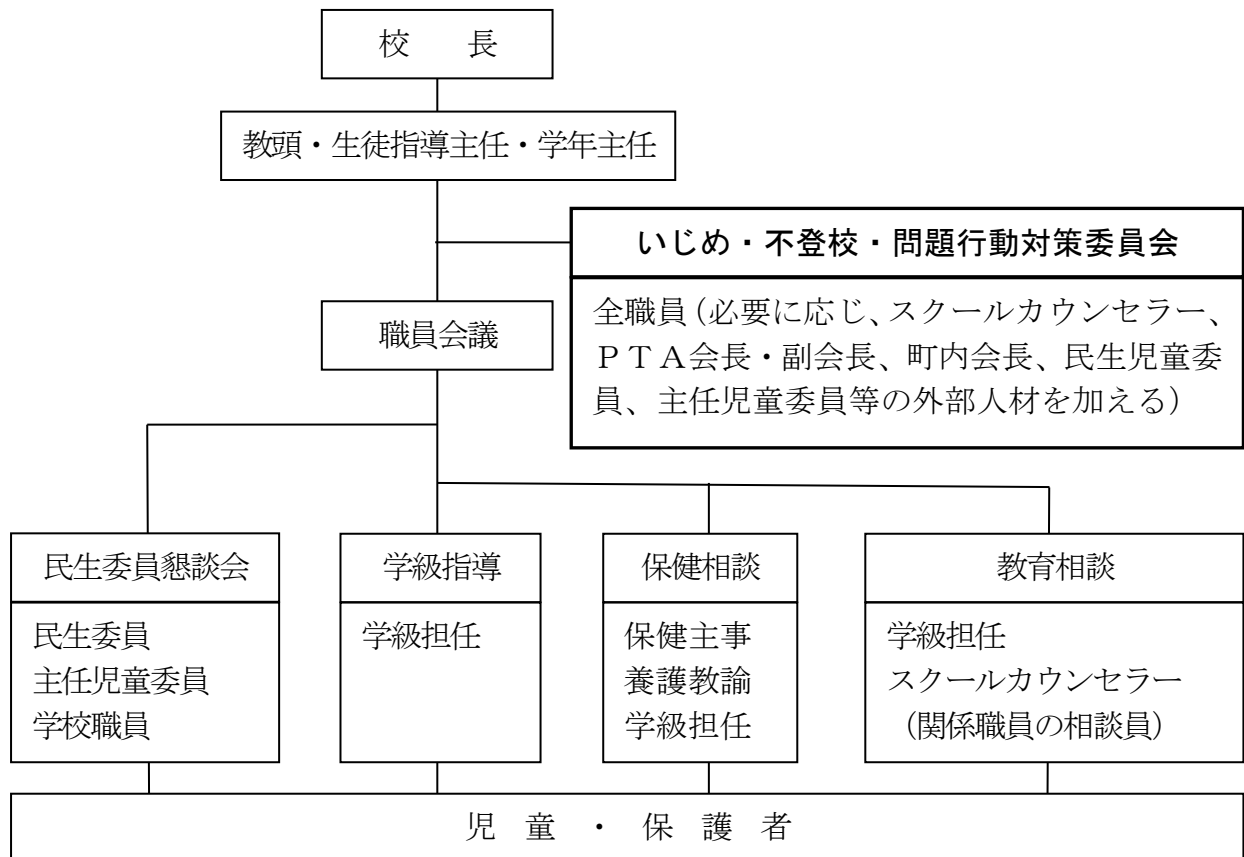
- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

#### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

- ・速やかに組織的に対応するとともに、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

## (2) いじめ防止対策組織の組織図



## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、命の教育・道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 西尾市の「学校総点検の日」には、児童一人一人のよりの確な現状把握に努め、いじめ問題に対する意識の高揚を図る。

### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 生活アンケートや教育相談を定期的実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじ

め等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

### (3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら、いじめ・不登校・問題行動対策委員会を中心に組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるように成長を促す。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、情報モラル教育を進めるとともに、保護者の理解を求めていく。必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

## 4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。(次ページ参照)

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、いじめ・不登校・問題行動対策委員会を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取り組みとなるように努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施(7月、12月)し、いじめ・不登校・問題行動対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

## 6 その他

(1) 全ての教職員の共通理解を図るため、いじめ防止に関する校内研修を年2回程度計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

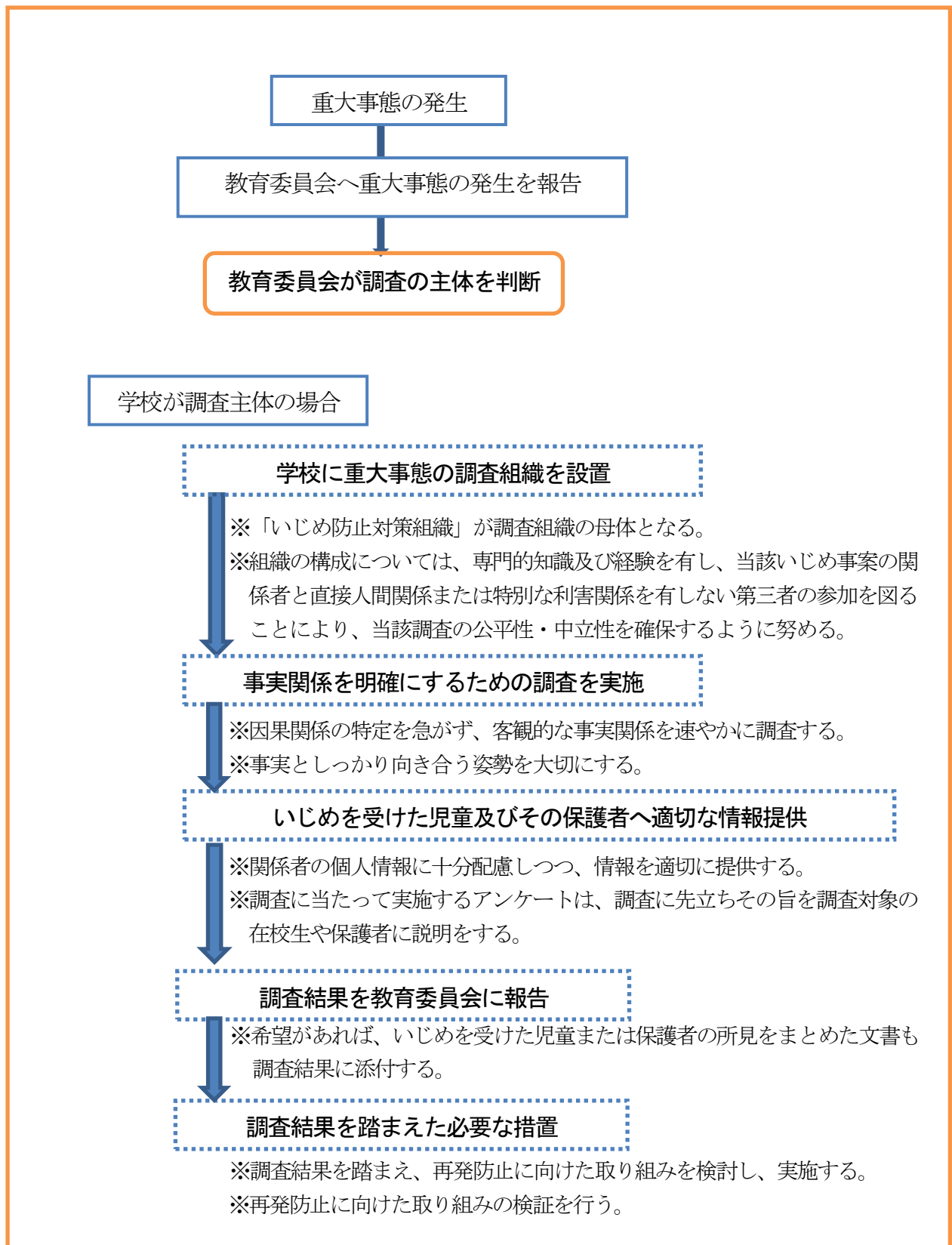
(2) 学校いじめ防止基本方針は、4月に保護者へ配付するとともに、ホームページにも掲載する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

(4) 教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(5) 学校いじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、学校だよりやホームページ、家庭訪問などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

## 【重大事態の対応フロー図】



# 学校いじめ防止基本方針に基づく【いじめ撲滅活動年間計画】

|     | いじめ・不登校・問題行動対策委員会                                                                                                                                                                                                        | 未然防止の取組                     | 早期発見の取組                                                                     | 保護者・地域との連携                       |                                         |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------|
| 4月  | <div><div>P</div><div>↓</div><div>D</div><div>↓</div><div>C</div><div>↓</div><div>A</div><div>↓</div><div>P</div><div>↓</div><div>D</div><div>↓</div><div>C</div><div>↓</div><div>A</div><div>↓</div><div>Pへ</div></div> | ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認          | ○相談室やＳＣの児童、保護者への周知<br>○学級開き、学年開き<br>○保健指導（心と体の成長）<br>○「東部っ子ハッピーデー」（異年齢集団活動） | ○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知<br>○身体測定     | ○ホームページ上でいじめ防止基本方針の周知<br>○授業参観<br>○家庭訪問 |
| 5月  |                                                                                                                                                                                                                          | ○現職研修①「児童理解と学級づくり」          | ○「運動会応援合戦」（異年齢集団活動）                                                         |                                  | ○運動会                                    |
| 6月  |                                                                                                                                                                                                                          |                             | ○情報モラル指導（ネットモラル5年）                                                          | ○生活アンケート（いじめアンケート）実施<br>○教育相談週間  | ○授業参観                                   |
| 7月  |                                                                                                                                                                                                                          | ○全教職員への学校評価アンケートの実施→検証      |                                                                             |                                  | ○保護者会<br>○保護者への学校評価アンケート<br>○学校関係者評価委員会 |
| 8月  |                                                                                                                                                                                                                          | ○中間評価→検証                    |                                                                             |                                  |                                         |
| 9月  |                                                                                                                                                                                                                          |                             |                                                                             | ○身体測定                            | ○親子ふれあい講座<br>○芸術鑑賞会                     |
| 10月 |                                                                                                                                                                                                                          |                             | ○ドッジボール大会（異年齢集団活動）                                                          |                                  |                                         |
| 11月 |                                                                                                                                                                                                                          | ○学校総点検の日                    | ○赤い羽根募金活動<br>○いじめについて考える児童集会                                                | ○生活アンケート（いじめアンケート）実施<br>○教育相談週間  | ○学芸会                                    |
| 12月 |                                                                                                                                                                                                                          | ○全教職員への学校評価アンケートの実施→検証      | ○人権週間（人権教室）<br>○全児童への学校評価アンケート                                              |                                  | ○保護者会<br>○保護者への学校評価アンケート                |
| 1月  |                                                                                                                                                                                                                          |                             | ○保健指導（命の大切さ）<br>○なわとび大会（異年齢集団活動）                                            | ○身体測定                            |                                         |
| 2月  |                                                                                                                                                                                                                          | ○自己評価                       | ○二分の一人式 4年<br>○思い出集会（卒業生を送る会）・感謝の会                                          | ○生活アンケート（いじめアンケート）実施<br>○教育相談週間  | ○学校関係者評価委員会<br>○授業参観<br>○学校保健委員会        |
| 3月  |                                                                                                                                                                                                                          | ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し  |                                                                             |                                  |                                         |
| 通年  |                                                                                                                                                                                                                          | ○校内のいじめに関する情報の収集<br>○対応策の検討 | ○集会における校長講話<br>○命の教育、道徳教育、人権教育、わかる授業の充実                                     | ○健康観察の実施<br>○ＳＣによる相談<br>○学びの友ノート | ○あいさつ運動（毎日）<br>○エコキャップ運動（随時）            |

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

※SC→スクールカウンセラー P→計画 D→行動 C→評価 A→改善